

## 「融資制度利用者支援補助金」実施概要

### 融資制度利用者支援補助金の概要

#### ■趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態措置等の影響により、資金繰りが厳しい市内中小事業者のうち、市内金融機関を通して「みやま市融資制度」を利用した者に対して、令和4年度に支払った利子相当額を支給します。

#### ■支給額

「みやま市融資制度」による融資を受けて、対象期間(令和4年4月1日～令和5年3月31日)に返済した利子について、全額を支給します。

### 対象者

市内に事業所を有し、市内金融機関を通して「みやま市融資制度」による融資を受けて、令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に償還実績がある者、又は償還することが確実である者。

### 申請手続

#### ■申請受付期間

令和4年7月1日(金曜日)から令和5年2月28日(火曜日)まで  
(申請時期)

①令和4年7月までに償還が終了する者

➡償還終了後に令和5年2月28日までに申請

②令和4年8月～令和5年3月の間に償還する予定がある者(対象期間内に新規で融資を受ける者も含む)

➡期間内に償還することが確実であることを宣誓した上で、令和5年2月末までに申請

#### ■申請方法

窓口提出または郵送(消印有効)

#### ■申請先

〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地(別館2階) みやま市役所商工観光課

#### ■申請に必要な書類

①融資制度利用者支援補助金申請書

②誓約書

③「融資決定に係る償還表」の写し

④振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し

⑤請求書

- ・申請書および請求書はホームページよりダウンロードするか、窓口(みやま市役所商工観光課、みやま市商工会)で入手してください。

## 交付金の支給

---

### ■支給決定

申請書の受付後、みやま市での審査を経て交付決定を行います。  
交付決定通知後、請求書を提出して下さい。

### ■支払方法

口座振込

### ■支払時期

交付決定から2週間後

### ■問い合わせ

みやま市役所商工観光課(別館2階)  
(〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地)  
電話番号:0944-64-1523  
ファクス番号:0944-64-1546  
Email:shoukou@city.miyama.lg.jp